

第1回 困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会	資料1
平成30年7月30日	

「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」開催要綱

1. 趣旨

婦人保護事業は、昭和31年に制定された売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足した。

しかし、その後、支援ニーズの多様化に伴い、家庭関係の破綻や生活困窮等の問題を抱える女性に事業対象を拡大してきた。また、関係法令により、平成13年からはDV被害者、平成16年からは人身取引被害者、平成25年からはストーカー被害者が、それぞれ事業対象として明確化され、現に支援や保護を必要とする女性の支援に大きな役割を果たすようになった。

このような経緯から、関係者からは、制定以来抜本的な見直しが行われていない売春防止法の規定を含め、婦人保護事業のあり方を見直すべきとの問題提起がなされている。こうしたことを踏まえ、今後の困難な問題を抱える女性への支援のあり方について検討する。

2. 検討事項

- (1) 対象とする「女性」の範囲・支援内容について
- (2) 他法他施策との関係や根拠法の見直しについて
- (3) 婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の役割や機能について

3. その他

- (1) 本検討会は厚生労働省子ども家庭局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、構成員の互選により座長をおき、検討会を統括する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本検討会は、原則として公開とする。
- (5) 本検討会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が子ども家庭局長と協議の上、定める。

別紙

困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会 構成員名簿
(五十音順、敬称略)

大谷 恭子	弁護士 (アリエ法律事務所)
戒能 民江	お茶の水女子大学名誉教授
加茂 登志子	若松町こころとひふのクリニック PCIT 研修センター長
近藤 恵子	NPO法人全国女性シェルターネット理事
新保 美香	明治学院大学社会学部教授
菅田 賢治	全国母子生活支援施設協議会会長
高橋 亜美	アフターケア相談所ゆずりは所長
橘 ジュン	NPO法人BONDプロジェクト代表
仁藤 夢乃	一般社団法人 Colabo 代表
野坂 洋子	昭和女子大学人間社会学部助教
堀 千鶴子	城西国際大学福祉総合学部教授
前河 桜	大阪府福祉部子ども室家庭支援課長
松本 周子	全国婦人相談員連絡協議会会長
水野 健二	名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課主幹
村木 太郎	一般社団法人若草プロジェクト理事
横田 千代子	全国婦人保護施設等連絡協議会会長
和田 芳子	婦人相談所長全国連絡会議会長

(オブザーバー)

内閣府

法務省

警察庁